議案第７５号

指定管理者の指定について

上越市吉川ゆったりの郷条例（平成１６年上越市条例第９５号）第７条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

施設の名称	指定管理者	指定の期間
吉川ゆったりの郷	上越市吉川区長峰 100 番地 株式会社ゆったりの郷 代表取締役　山下　悟	平成 31 年 4 月　1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで